

令和3年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市保育体制充実補助金										
補助金の性格	団体への補助(事業費補助)					始期	S55		終期	-	
予算事業名	保育体制充実費					(事業コード)	012107				
所管部署	子育て支援部		こども育成課			保育給付係	電話番号	内線 5344			
交付先(団体、個人等)	認可保育所等を運営する法人等										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して		認可保育所等を運営する法人等								
	(意図) どういう状態にしたい		保育体制の充実と適正化を図る。								
対象事業等の内容	・基準の配置人数を超えて保育士等を雇用する場合, その経費相当を補助する。(保育士2名及び予備調理員1名) ・職員が産前産後休暇等を取得する際に, その代替職員の賃金を補助する。										
積算方法	【補助基準額】 予備保育士: 上限 172,920円/月 低年齢児担当保育士: 上限 172,920円/月 予備調理員: 上限 63,000円/月 産休等代替職員 870円/時										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助対象保育士及び予備調理員数					② 交付団体数					
	単位:人					単位:円					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	168	187	203	204	185	63	72	80	83	84	
成果指標と過去5年間の実績	① 入所児童数					② 交付団体数実施率					
	単位:人					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	5,038	5,131	5,635	5,709	5,826	81.8%	87.8%	90.9%	93.3%	94.4%	

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	238,497	259,292	281,062	311,931	317,173	
	運営費	77,602	129,387	72,908	44,889	45,500	
	その他						
収入合計	316,099	388,679	353,970	356,820	362,673		
市補助率(%)	75.5%	66.7%	79.4%	87.4%	87.5%		
支出合計							
うち食糧費, 交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源	228,503	242,794	258,970	287,430	269,779	
	特定財源	9,994	16,498	22,092	24,501	47,394	
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		人工金額	1,458	1,427	1,441	1,456	1,467
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	239,955	260,719	282,503	313,387	318,640		
受益対象者数	5,131	5,635	5,709	5,826	5,829		
補助金単位コスト(単位:円)	46,766	46,268	49,484	53,791	54,665		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている				◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない	
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている		◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている			
		◇ 会計処理が適正である				◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である	

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
	(2)受益者負担	◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
		◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
(5)交付規程(支出根拠)	◇ 奨励目的の補助, 終期を設定	□ 有(4年以上)	
	◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 継続4年未満	
		■ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外)	
(6)支出を証する書類の添付	□ 同一団体補助だが, 見直し設定していない		
	□ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない		
	◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
2公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有	■ 合致する	
	◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)	
3必要性	◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
4効果	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	待機児童ゼロを維持することや, 保育環境の充実等, 総合計画の重点施策の推進に寄与している。	■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
5その他	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	待機児童ゼロを維持するほか, 保育環境の改善と向上を図り, 重点施策を推進するためには, 継続して補助を行うことが必要不可欠である。	■ 必要性が高い	
		□ 必要性が高いとは言えない	
6全体的評価	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	84園からの申請に対し, 311,931千円を交付しており, 待機児童の解消へ寄与するとともに, 保育環境の向上が図られている。	■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 団体への補助率の基準である1/2を超えているが, 保育体制の充実とその適正化を図るためには, 基準を超えた補助が必要であるため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	保育体制充実補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	現行どおり。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	新たな保育士人材の確保が急務となっている。
解決に向けた取組	保育士の処遇改善, 多様な人材の活用, 保育環境の整備等保育士人材確保の方策を図る。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	4月1日時点での待機児童は発生していないものの, 年度途中で待機児童が発生している現状では, 入所率120%までの弾力運用を進める必要があり, 本補助金の必要性は高い。保育士等の加配を行うことで, 保育の質の向上及び保育士の処遇改善に寄与しているが, 保育の状況を踏まえた適正な事業実施のあり方について検討する。
外部評価		
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	旭川市保育体制充実補助金
-----------	--------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事 業 名		実 施 主 体	
概 要			
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
説 明			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など		
	補助金名または事業概要／開始年度	事業目的・対象経費	補助基準額
函館市	特定保育・保育質向上事業 ／平成27年度	国の定める必要な職員数を超えて保育士等を配置することにより、多様な挙育・保育サービスを提供するために必要な人件費の一部を支給する。	加配1人 142,100円 加配2人以上 189,400円 民営化園加配1人 236,700円 民営化園加配2人以上 284,100円
盛岡市	盛岡市私立保育所等運営事業補助金 ／平成30年度	【保育所加配費】 保育所等の職員配置基準以上に加配している職員の人件費を助成	私立保育所においては定員、幼保連携型認定こども園においては3号認定の利用定員の下記区分による額 ・41人未満 632,000円 ・41人以上60人未満 695,200円 ・61人以上 758,400円
宇都宮市	乳幼児保育担当保育士増員費補助金 ／昭和48年度	1歳児3人に保育士等1人を配置(保育費用及び国庫補助金の算定に含まれる保育士等を除く。)する場合又は保育士等の安定的かつ継続的な雇用をする場合の当該保育士等に係る人件費	保育士1人あたり月額181,000円
前橋市	環境充実補助金 ／平成29年度	民間保育関係施設において保育補助を行うフリーの保育士を雇用するために必要な人件費の一部を補助することにより、入所児童の処遇改善や年度途中入所児童の増加に対応するための体制を維持することを目的とします。	月額194,000円

市の名称	事業内容・積算・対象者など		
	補助金名または事業概要／開始年度	事業目的・対象経費	補助基準額
高崎市	保育充実促進費補助金 ／平成10年度	次のいずれかに該当する場合に、対象職員の人件費の全部又は一部について補助します。 (1)1歳児5人につき保育士等1人以上を配置して保育を行う場合 (2)3歳児18人につき保育士等1人以上を配置して保育を行う場合 (3)身体障害者手帳を交付されている等の理由により障害児と認定される児童のための保育士等を加配している場合 (4)公定価格の基本分単価に含まれる職員の数を超過して調理員を配置している場合	(1)低年齢児保育費 1歳児1人につき月額 10,900円 (2)3歳児保育費 3歳児1人につき月額1,830円 (3)障害児保育費 ア 特別児童扶養手当の支給に係る児童 1人につき月額74,960円 イ 上記以外の児童 1人につき月額37,700円 (4)臨時調理員費 月額 87,260円
川口市	低年齢児保育促進事業 一歳児担当保育士雇用費 ／平成30年度	一歳児担当保育士1人につき1歳児4人以下での保育の実施に必要な経費	1歳児1人につき月額20,000円
越谷市	1歳児担当保育士等雇用費補助金 ／平成27年度	低年齢児の心身発達の特性に応じた保育を安定的に提供できるよう、1歳児を担当する保育士等を確保し、低年齢児の受入れの促進を図ることを目的とし、1歳児4人に対し保育士等1人を配置することにより要する経費を補助する。	各月初日における1歳児数の年間延べ人数に補助単価(1歳児1人につき月額20,000円)を乗じて得た額。
船橋市	予備保育士(保育教諭)の雇用に要する費用 ／昭和54年度	保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に対して、公定価格の算定に係る保育士(保育教諭)数を超過して正規の保育士(保育教諭)を雇用している場合に、補助の上限となる人数の範囲内で補助	190,400円×補助対象月数(期末手当4.5月含む)
柏市	予備保育士設置事業 平成16年度	公定価格及びその他補助事業における配置数を超過して保育士等を配置している場合、その人件費を補助する。	・保育士等 月額220,300円×配置数 ・子育て支援員 月額152,000円×配置数 ※配置数の上限について、認定こども園・保育所にあつては各月2人、小規模保育・事業所内保育にあつては各月1人とする。

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。